

2.1.9 史跡・文化財の状況

(1) 指定文化財

「指定等文化財について」（令和7年10月閲覧 川崎市ホームページ）によると、計画地周辺に指定文化財は、存在しない。

(2) 埋蔵文化財包蔵地

「ガイドマップかわさき その他の土地規制」（令和7年10月閲覧 川崎市ホームページ）によると、計画地周辺に周知の埋蔵文化財は、存在しない。

2.1.10 公害等の状況

(1) 公害苦情の発生状況

令和5年度における川崎市、川崎区及び幸区の苦情発生件数は、表2.1.10-1に示すとおりである。川崎区、幸区ともに騒音に関する苦情が最も多い。

表 2.1.10-1 苦情発生件数（令和5年度）

| 種類 区分 | 大気汚染 | | | | 水質 汚濁 | 土壌 汚染 | 騒音 | 振動 | 地盤 沈下 | 悪臭 | その他 | 総数 |
|----------|------|-----|----|-----|----------|----------|-----|-----|----------|----|-----|-----|
| | ばい煙 | 粉じん | ガス | その他 | | | | | | | | |
| 川崎市 | 28 | 83 | 1 | 0 | 19 | 0 | 423 | 108 | 0 | 60 | 6 | 728 |
| 川崎区 | 3 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 86 | 21 | 0 | 12 | 0 | 134 |
| 幸区 | 0 | 8 | 1 | 0 | 0 | 0 | 46 | 11 | 0 | 6 | 1 | 73 |

資料：「令和6（2024）年度 大気・水環境対策の取組（令和5（2023）年度の実績）」（令和7年3月 川崎市）

(2) 大気汚染

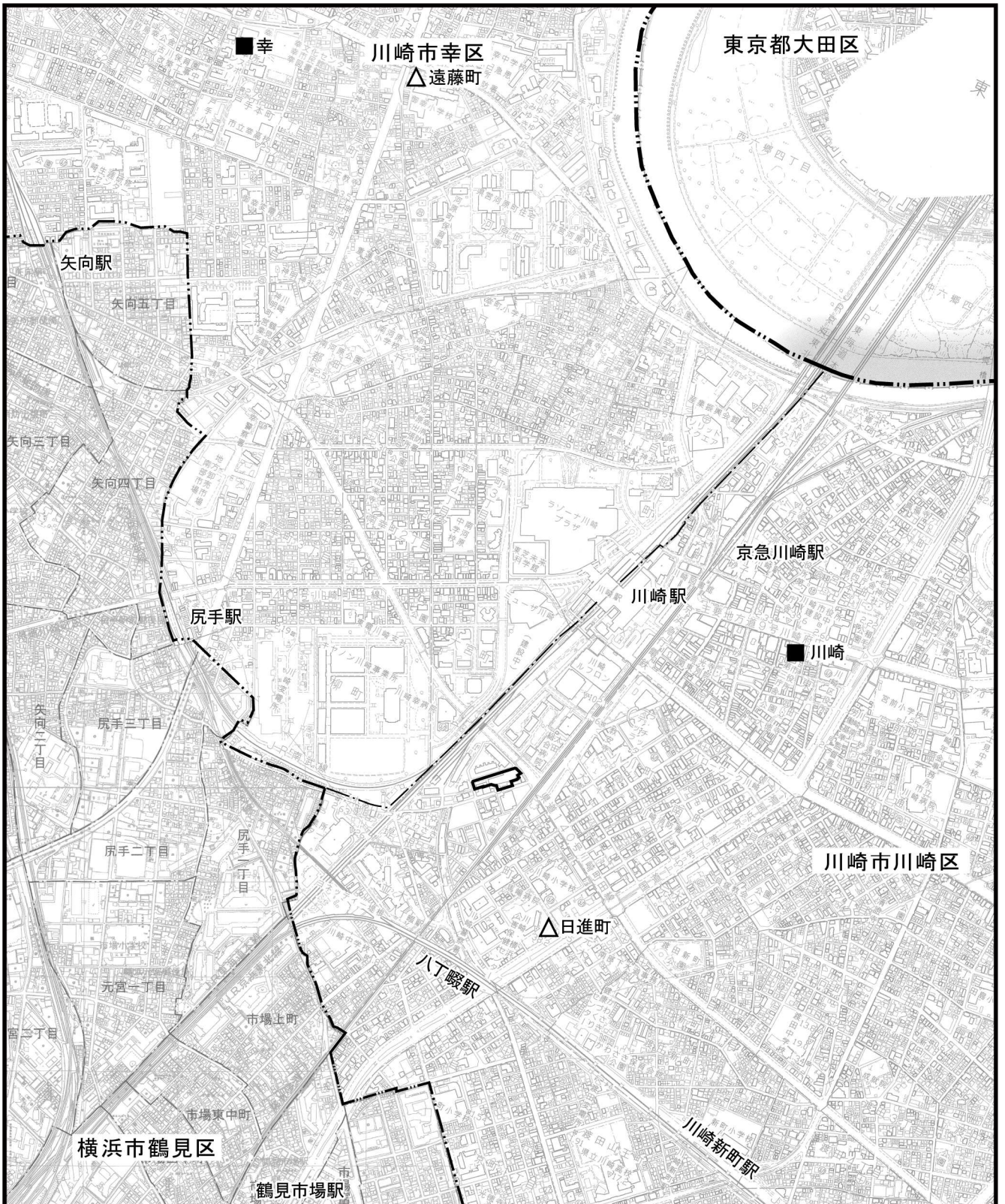
計画地周辺の川崎区における大気測定局の位置は、図2.1.10-1に示すとおりである。

計画地周辺には、計画地の北東側約0.9kmの位置に一般環境大気測定局の川崎測定局、北北西側約2.1kmの位置に一般環境大気測定局の幸測定局、北側約1.8kmの位置に自動車排出ガス測定局の遠藤町測定局、南側約0.4kmの位置に自動車排出ガス測定局の日進町測定局が設置されている。

当該測定局の令和6年度における大気汚染測定結果は、表2.1.10-2に、当該測定局の令和2～令和6年度における二酸化窒素（NO₂）濃度、浮遊粒子状物質（SPM）濃度及び微小粒子状物質（PM_{2.5}）濃度の推移は、図2.1.10-2(1)～(4)に示すとおりである。

令和2～令和6年度の5年間においては、いずれの測定局も、二酸化窒素（NO₂）濃度、浮遊粒子状物質（SPM）濃度（長期的評価、短期的評価）及び微小粒子状物質（PM_{2.5}）濃度は環境基準を満足している。

また、計画地に近接した主な発生源としては、移動発生源として計画地の北東側に隣接する県道140号川崎町田線といった道路があげられる。また、西南西約400mに堤根処理センター（休止中）が位置している。



凡例

- | | | | |
|---|-----|---|------------|
|  | 計画地 |  | 一般環境大気測定局 |
|  | 都県界 |  | 自動車排出ガス測定局 |
|  | 市界 | | |
|  | 区界 | | |



Scale 1:15,000



図 2.1.10-1 大気測定局

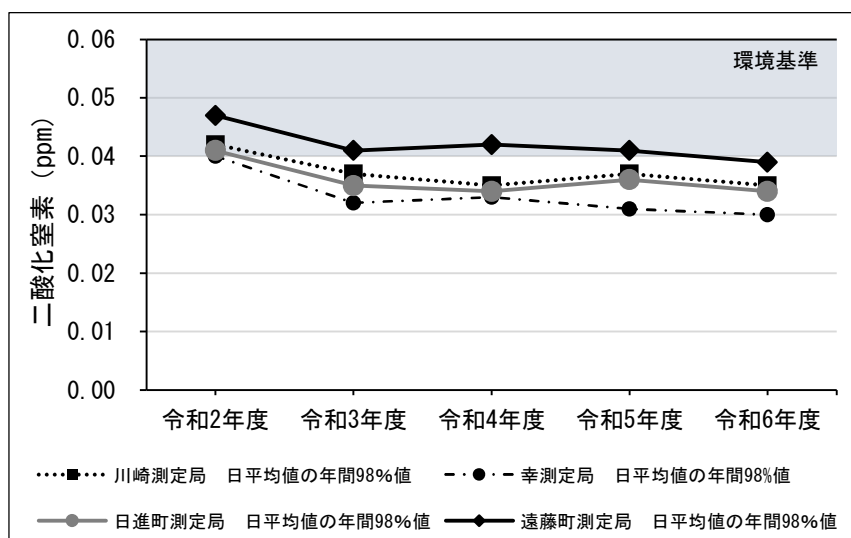
資料：「令和6（2024）年度の大気環境及び水環境の状況等について」（令和7年7月 川崎市）

表 2.1.10-2 大気汚染測定結果（令和6年度）

| 測定項目 | | 測定局 | | 一般環境 大気測定局 | | | | 自動車排出 ガス測定局 | | | | 環境基準 | 評価方法 |
|---|--|--------------------------|-----|-----------------------------|-----|-----------------------------|-----|---------------------|-----|---|---|------|------|
| | | 川崎測定局 (川崎区東田町 5-4) | | 幸測定局 (幸区戸手 本町 1-11-3) | | 日進町測定局 (川崎区 日進町 23-1) | | 遠藤町測定局 (幸区遠藤町 1) | | | | | |
| 二酸化窒素 (NO ₂) | 年平均値 (ppm) | 0.014 | | 0.013 | | 0.015 | | 0.019 | | 1時間値の1日平均値が0.04ppm～0.06ppmのゾーン内、又はそれ以下であること | 日平均値の年間98%値がゾーン内、又はそれ以下 | | |
| | 日平均値 年間98%値 (ppm) | 0.035 | (○) | 0.030 | (○) | 0.034 | (○) | 0.039 | (○) | | | | |
| 浮遊 粒子状 物質 (SPM) | 年平均値 (mg/m ³) | 0.014 | | 0.013 | | 0.014 | | 0.014 | | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること | (長期的評価) 1日平均値の2%除外値が基準値以下、かつ、1日平均値の基準値を超える日が2日以上連続しない | | |
| | 日平均値が 0.10 mg/m ³ を 超えた日が2 日以上連続の 有無とその回数 | 無 0回 | (○) | 無 0回 | (○) | 無 0回 | (○) | 無 0回 | (○) | | | | |
| | 日平均値の 2%除外値 (mg/m ³) | 0.038 | | 0.035 | | 0.036 | | 0.036 | | | | | |
| | 1時間値の 0.20 mg/m ³ を 超えた時間数と その割合 | 0時間 0% | (○) | 0時間 0% | (○) | 0時間 0% | (○) | 0時間 0% | (○) | | (短期的評価) 1時間値の1日平均値と1時間値がともに基準値以下 | | |
| | 日平均値が 0.10 mg/m ³ を 超えた日数と その割合 | 0日 0% | | 0日 0% | | 0日 0% | | 0日 0% | | | | | |
| | 1時間値の 0.10 mg/m ³ を 超えた時間数と その割合 | 0時間 0% | | 0時間 0% | | 0時間 0% | | 0時間 0% | | | | | |
| 微小 粒子状 物質 (PM _{2.5}) | 年平均値 (μg/m ³) | 9.9 | (○) | 8.4 | (○) | 9.1 | (○) | - | - | 1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること | 1年平均値が15μg/m ³ 以下、かつ日平均値の年間98%値が35μg/m ³ 以下 | | |
| | 日平均値の年間 98%値 (μg/m ³) | 24.2 | | 22.6 | | 22.2 | | - | | | | | |

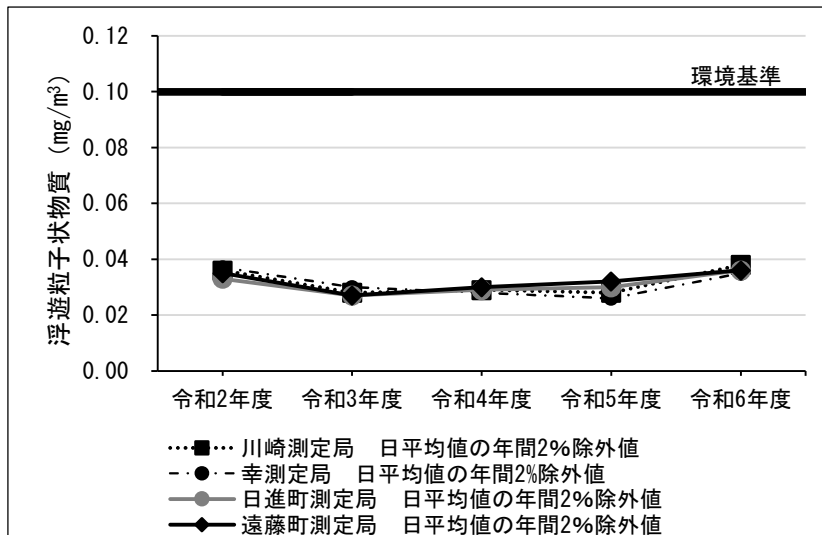
注) () 内は環境基準達成状況について示す。○：環境基準達成、×：環境基準非達成

資料：「令和6（2024）年度の大気環境及び水環境の状況等について」（令和7年7月 川崎市）



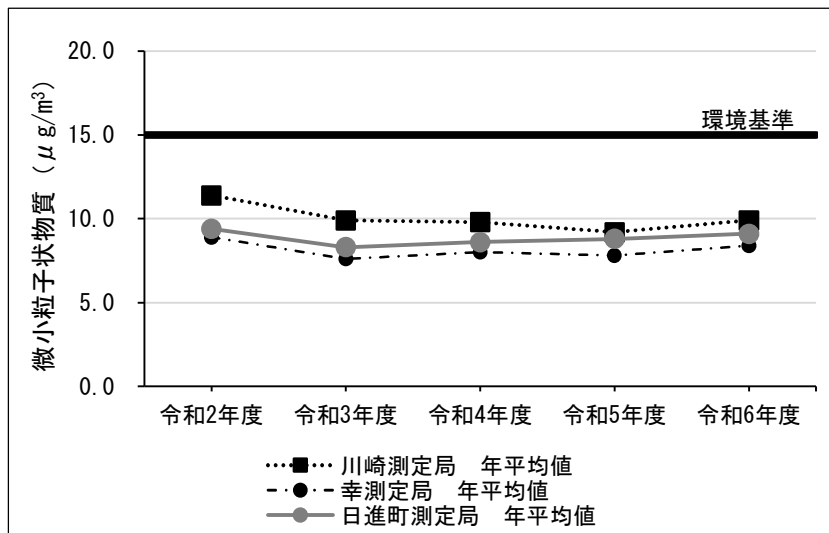
資料：「令和6（2024）年度の大気環境及び水環境の状況等について」（令和7年7月 川崎市）

図 2.1.10-2(1) 二酸化窒素 (NO₂) 濃度の推移



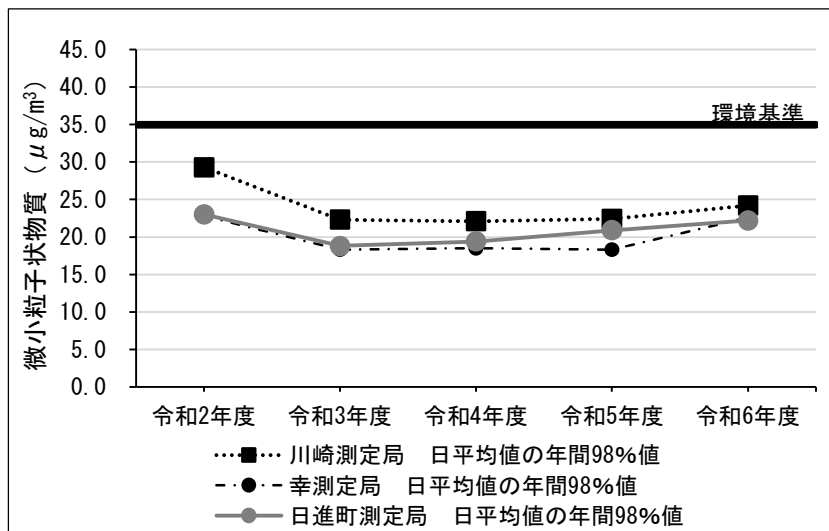
資料：「令和6（2024）年度の大気環境及び水環境の状況等について」（令和7年7月 川崎市）

図 2.1.10-2(2) 浮遊粒子状物質（SPM）濃度の推移



資料：「令和6（2024）年度の大気環境及び水環境の状況等について」（令和7年7月 川崎市）

図 2.1.10-2(3) 微小粒子状物質（PM2.5）濃度の推移（年平均値）



資料：「令和6（2024）年度の大気環境及び水環境の状況等について」（令和7年7月 川崎市）

図 2.1.10-2(4) 微小粒子状物質（PM2.5）濃度の推移（日平均値の98%値）

(3) 水質汚濁

計画地周辺の公共用水域水質測定地点の位置は、図 2.1.10-3 に、令和 5 年度の公共用水域水質測定結果は、表 2.1.10-3(1)～(5)に、生物化学的酸素要求量 (BOD) または化学的酸素要求量 (COD) の年度平均値の経年変化は、表 2.1.10-4(1)～(5)に示すとおりである。

鹿島田橋は、類型指定をされていないが流出先の多摩川及び流入元の二ヶ領本川に係る環境基準 (B 類型) を当てはめた。令和 5 年度の公共用水域水質調査結果をみると、鹿島田橋、六郷橋 (環境基準 B 類型)、臨港鶴見川橋 (環境基準 C 類型) 及び多摩川大橋 (環境基準 B 類型) の生物化学的酸素要求量 (BOD) の 75%値は環境基準に適合しているといえる。また、南渡田運河先 (環境基準 C 類型) の化学的酸素要求量 (COD) の 75%値も環境基準に適合しているといえる。

また、計画地は駐車場等であり、水質汚濁の発生源はない。

表 2.1.10-3(1) 公共用水域水質測定結果 (令和 5 年度)

| 測定項目 | 水系 | 多摩川 | | | | | 環境基準 (参考 B 類型) | |
|--------|-----|--------|------|------|------|-----|-------------------|------------------|
| | 水域名 | 二ヶ領用水 | | | | | | |
| | 地点名 | 鹿島田橋 | | | | | | |
| | 規定値 | 平均値 | 最小値 | 最大値 | 75%値 | m/n | | |
| 生活環境項目 | pH | — | 9.5 | 9.2 | 9.6 | — | —/4 | 6.5 以上 8.5 以下 |
| | BOD | (mg/L) | 1.6 | 1.4 | 1.8 | 1.7 | —/4 | 3 mg/L 以下 |
| | COD | (mg/L) | 4.2 | 3.1 | 4.7 | 4.5 | —/4 | — |
| | SS | (mg/L) | 6 | 1 | 15 | — | —/4 | 25 mg/L 以下 |
| | DO | (mg/L) | 16.0 | 11.5 | 18.9 | — | —/4 | 5 mg/L 以下 |
| | 全窒素 | (mg/L) | 2.5 | 1.7 | 3.2 | — | —/4 | — |
| | 全燐 | (mg/L) | 0.20 | 0.18 | 0.22 | — | —/4 | — |

注 1) 平均値は日平均値の年平均値

2) n: 調査検体数 m: 環境基準値または判定値を超えた検体数

3) 鹿島田橋は類型指定をされていないが、流出先の多摩川及び流入元の二ヶ領本川に係る環境基準 (B 類型) を示した。

資料: 「令和 5 年度 水環境データ集」(令和 7 年 4 月 川崎市)

表 2.1.10-4(1) 生物化学的酸素要求量 (BOD) の経年変化 (年度平均値)

| 水系 | 水域名 | 地点名 | 生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L) | | | | |
|-----|-------|------|-------------------------|---------|---------|---------|---------|
| | | | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
| 多摩川 | 二ヶ領用水 | 鹿島田橋 | 1.5 | 1.6 | 1.8 | 1.7 | 1.6 |

資料: 「令和 5 年度 水環境データ集」(令和 7 年 4 月 川崎市)

表 2.1.10-3(2) 公共用水域水質測定結果（令和5年度）

| 測定項目 | | 水系 | — | | | | | 環境基準 (C 類型、IV 類型) |
|--------|-----|--------|---------|-------|------|------|-----|----------------------|
| | | 水域名 | 東京湾 (6) | | | | | |
| | | 地点名 | 南渡田運河先 | | | | | |
| | | 規定値 | 平均値 | 最小値 | 最大値 | 75%値 | m/n | |
| 生活環境項目 | pH | — | 8.2 | 8.1 | 8.5 | — | 1/4 | 7.0 以上 8.3 以下 |
| | BOD | (mg/L) | — | — | — | — | — | — |
| | COD | (mg/L) | 3.7 | 2.1 | 6.1 | 3.6 | 0/4 | 8 mg/L 以下 |
| | SS | (mg/L) | — | — | — | — | — | — |
| | DO | (mg/L) | 6.8 | 3.9 | 8.6 | — | 0/4 | 2 mg/L 以下 |
| | 全窒素 | (mg/L) | 0.86 | 0.67 | 1.1 | — | 2/4 | 1 mg/L 以下 |
| | 全磷 | (mg/L) | 0.10 | 0.056 | 0.16 | — | 2/4 | 0.09 mg/L 以下 |

注 1) 平均値は日平均値の年平均値

2) n : 調査検体数 m : 環境基準値または判定値を超えた検体数

資料 : 「令和5年度 水環境データ集」(令和7年4月 川崎市)

表 2.1.10-4(2) 化学的酸素要求量 (COD) の経年変化 (年度平均値)

| 水域名 | 地点名 | 酸素要求量 (COD) (mg/L) | | | | |
|---------|--------|--------------------|-------|-------|-------|-------|
| | | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 東京湾 (6) | 南渡田運河先 | 3.8 | 3.0 | 2.7 | 2.8 | 3.7 |

資料 : 「令和5年度 水環境データ集」(令和7年4月 川崎市)

表 2.1.10-3(3) 公共用水域水質測定結果（令和 5 年度）

| 測定項目 | 水系 | 多摩川 | | | | | | 環境基準 (B 類型) |
|--------|-----|--------|------|------|------|-----|------|------------------|
| | 地点名 | 六郷橋 | | | | | | |
| | 規定値 | 平均値 | 最小値 | 最大値 | 75%値 | m/n | | |
| 生活環境項目 | pH | — | - | 7.5 | 8.1 | - | 0/12 | 6.5 以上 8.5 以下 |
| | BOD | (mg/L) | 3.6 | 1.3 | 18 | 2.3 | 3/12 | 3 mg/L 以下 |
| | COD | (mg/L) | 4.7 | 3.0 | 10 | 4.8 | -/12 | - |
| | SS | (mg/L) | 4 | 1 | 12 | - | 0/12 | 25 mg/L 以下 |
| | DO | (mg/L) | 7.1 | 2.7 | 12 | - | 2/12 | 5 mg/L 以下 |
| | 全窒素 | (mg/L) | 4.4 | 3.2 | 6.1 | - | -/12 | - |
| | 全磷 | (mg/L) | 0.32 | 0.15 | 0.52 | - | -/12 | - |

注) n: 総検体数 m: 環境基準値を超える検体数

資料: 「令和 5 年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」(令和 6 年 12 月 神奈川県)

表 2.1.10-4(3) 生物化学的酸素要求量 (BOD) の経年変化 (年度平均値)

| 水系 | 地点名 | 生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L) | | | | |
|-----|-----|-------------------------|---------|---------|---------|---------|
| | | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
| 多摩川 | 六郷橋 | 1.7 | 2.1 | 2.1 | 1.8 | 3.6 |

資料: 「令和 5 年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」(令和 6 年 12 月 神奈川県)

表 2.1.10-3(4) 公共用水域水質測定結果（令和 5 年度）

| 測定項目 | | 水系 | 鶴見川 | | | | | 環境基準 (C 類型) |
|--------|-----|--------|--------|------|------|------|------|------------------|
| | | 地点名 | 臨港鶴見川橋 | | | | | |
| | | 規定値 | 平均値 | 最小値 | 最大値 | 75%値 | m/n | |
| 生活環境項目 | pH | — | — | 7.4 | 8.2 | — | 0/12 | 6.5 以上 8.5 以下 |
| | BOD | (mg/L) | 1.9 | 0.6 | 4.0 | 2.4 | 0/12 | 5 mg/L 以下 |
| | COD | (mg/L) | 5.0 | 3.2 | 7.7 | 6.1 | -/12 | — |
| | SS | (mg/L) | 4 | 2 | 10 | — | 0/12 | 50 mg/L 以下 |
| | DO | (mg/L) | 5.7 | 1.7 | 7.9 | — | 3/12 | 5 mg/L 以下 |
| | 全窒素 | (mg/L) | 4.0 | 2.0 | 6.6 | — | -/12 | — |
| | 全磷 | (mg/L) | 0.21 | 0.13 | 0.28 | — | -/12 | — |

注) n：総検体数 m：環境基準値を超える検体数

資料：「令和 5 年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」(令和 6 年 12 月 神奈川県)

表 2.1.10-4(4) 生物化学的酸素要求量 (BOD) の経年変化 (年度平均値)

| 水系 | 地点名 | 生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L) | | | | |
|-----|--------|-------------------------|---------|---------|---------|---------|
| | | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
| 鶴見川 | 臨港鶴見川橋 | 1.9 | 1.9 | 1.7 | 1.8 | 1.9 |

資料：「令和 5 年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」(令和 6 年 12 月 神奈川県)

表 2.1.10-3(5) 公共用水域水質測定結果（令和5年度）

| 測定項目 | 水系 | 多摩川 | | | | | 環境基準 (B 類型) | |
|--------|-----|--------|-------|-------|-------|-----|----------------|------------------|
| | 水域名 | 多摩川 | | | | | | |
| | 地点名 | 多摩川大橋 | | | | | | |
| | 規定値 | 平均値 | 最小値 | 最大値 | 75%値 | m/n | | |
| 生活環境項目 | pH | - | 7.3 | 7.0 | 7.6 | - | - | 6.5 以上 8.5 以下 |
| | BOD | (mg/L) | 1.3 | 0.9 | 2.0 | 1.4 | - | 3 mg/L 以下 |
| | COD | (mg/L) | 4.2 | 3.2 | 4.7 | 4.7 | - | - |
| | SS | (mg/L) | 3 | 2 | 6 | - | - | 25 mg/L 以下 |
| | DO | (mg/L) | 7.1 | 6.0 | 8.5 | - | - | 5 mg/L 以下 |
| | 全窒素 | (mg/L) | 4.96 | 3.05 | 6.24 | - | - | - |
| | 全燐 | (mg/L) | 0.299 | 0.164 | 0.395 | - | - | - |

注 1) 平均値は日平均値の年平均値

2) BOD と COD の平均値は、令和 5 年 6 月 1 日、令和 5 年 6 月 15 日、令和 5 年 9 月 7 日、令和 5 年 11 月 2 日及び令和 6 年 2 月 8 日の調査結果から算出した値である。

資料：「令和 5 年度版 大田区の環境調査報告書」（令和 6 年 12 月 大田区環境清掃部環境対策課）

表 2.1.10-4(5) 生物化学的酸素要求量（BOD）の経年変化（年度平均値）

| 水系 | 水域名 | 地点名 | 生物化学的酸素要求量（BOD）（mg/L） | | | | |
|-----|-----|-------|-----------------------|---------|---------|---------|---------|
| | | | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
| 多摩川 | 多摩川 | 多摩川大橋 | 1.3 | 1.4 | 1.6 | 2.0 | 1.3 |

注) 令和元～令和 5 年の BOD の平均値は、各年の調査結果から算出した値である。

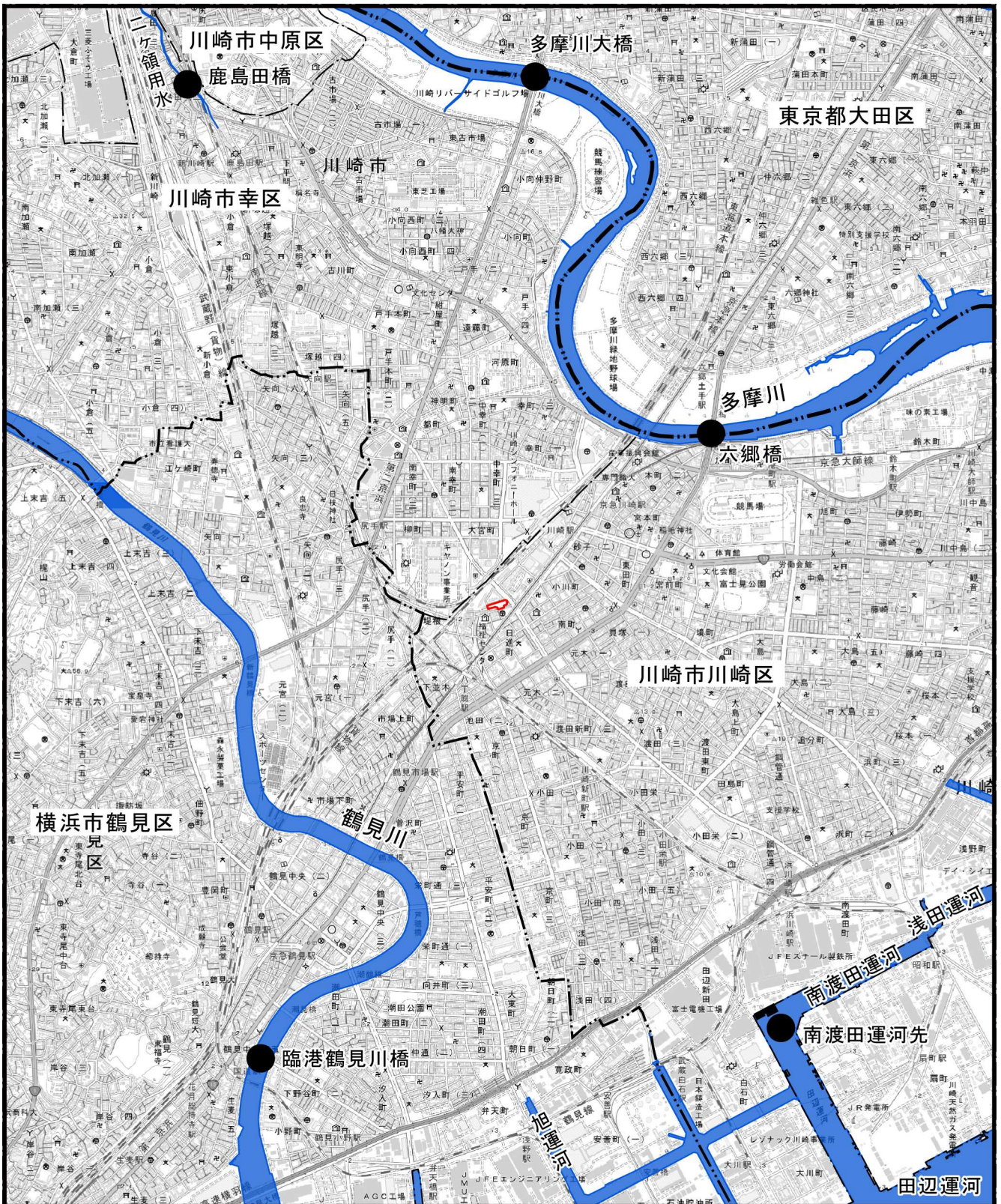
資料：「令和 5 年度版 大田区の環境調査報告書」（令和 6 年 12 月 大田区環境清掃部環境対策課）

「令和 4 年度版 大田区の環境調査報告書」（令和 5 年 12 月 大田区環境清掃部環境対策課）

「令和 3 年度版 大田区の環境調査報告書」（令和 4 年 12 月 大田区環境清掃部環境対策課）

「令和 2 年度版 大田区の環境調査報告書」（令和 3 年 12 月 大田区環境清掃部環境対策課）

「令和元年度版 大田区の環境調査報告書」（令和 2 年 11 月 大田区環境清掃部環境対策課）



凡例

- 計画地
- 都県界
- 市界
- 区界
- 公共水域水質調査地点
- 水域

資料：「川崎市河川図」（令和2年3月 川崎市建設緑政局総務部企画課）
「令和5年度 水環境データ集」（令和7年4月 川崎市）
「令和5年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」（令和6年12月 神奈川県）
「令和5年度版 大田区の環境調査報告書」（令和7年6月 大田区環境清掃部環境対策課）



Scale 1:35,000

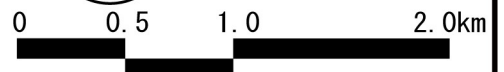


図 2.1.10-3 公共用水域水質測定地点

(4) 騒音及び振動

令和6年3月31日現在、川崎市、川崎区及び幸区における「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく特定工場等数、特定施設設置届出数は、表2.1.10-5及び表2.1.10-6に示すとおりである。

計画地の位置する川崎区における騒音規制法及び振動規制法の対象となる特定施設を設置している工場・事業場数は、それぞれ、川崎市全域の約31.2%、約29.9%であり、特定施設数は、約30.3%、約25.4%である。

計画地周辺地域の騒音及び振動の発生源としては、計画地の北東側に隣接する川崎町田線（県道140号）の道路交通騒音及び振動、計画地北側を通るJR線及び計画地南側を通る京浜急行本線からの鉄道騒音及び振動がある。

計画地周辺の自動車騒音の調査地点は、図2.1.10-4に示すとおりである。令和元年度に一般国道15号（第一京浜国道）で、令和2年度に川崎府中線で、令和2年度及び令和3年度に川崎町田線で調査が行われている。調査結果は、表2.1.10-7に示すとおりであり、令和元年度調査の一般国道15号（第一京浜国道）・令和3年度調査の川崎町田線の昼間は環境基準値を下回っているが、夜間は環境基準値を上回っている。

なお、計画地周辺では道路交通振動の調査は行われていない。

表2.1.10-5 特定工場等数、特定施設設置届出数（騒音規制法）

（令和6年3月31日現在）

| 名 称 | | 地 区 | | 川崎市 |
|-------|------------|-------------------|-------------------|-------|
| | | 川崎区 | 幸区 | |
| 特定工場等 | | 381 (約31.2%) | 145 (約11.9%) | 1,222 |
| 特定施設 | 金属加工機械 | 308 | 103 | 1,066 |
| | 空気圧縮機及び送風機 | 2,293 | 1,621 | 7,185 |
| | 土石用破碎機等 | 16 | 0 | 35 |
| | 建設用資材製造機械 | 5 | 0 | 19 |
| | 木材加工機械 | 36 | 9 | 81 |
| | 印刷機械 | 42 | 37 | 200 |
| | 合成樹脂用射出成形機 | 55 | 58 | 496 |
| | 全施設 | 2,755 (約30.3%) | 1,828 (約20.1%) | 9,082 |

注) () 内数値は、川崎市全体に対する各区の割合を示す。

資料：「令和6(2024)年度 大気・水環境対策の取組(令和5(2023)年度の実績)」(令和7年3月 川崎市)

表 2.1.10-6 特定工場等数、特定施設設置届出数（振動規制法）

（令和 6 年 3 月 31 日現在）

| 名 称 | 地 区 | 川崎市 | | |
|-------|------------------|------------------|------------------|-------|
| | | 川崎区 | 幸区 | |
| 特定工場等 | | 185 (約 29.9%) | 69 (約 11.1%) | 619 |
| 特定施設 | 金属加工機械 | 335 | 191 | 1,504 |
| | 圧縮機 | 283 | 100 | 734 |
| | 土石用破碎機等 | 13 | 0 | 24 |
| | 木材加工機械 | 0 | 0 | 2 |
| | 印刷機械 | 21 | 9 | 97 |
| | ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機 | 0 | 0 | 1 |
| | 合成樹脂用射出成形機 | 35 | 36 | 338 |
| | 全施設 | 687 (約 25.4%) | 336 (約 12.4%) | 2,700 |

注) () 内数値は、川崎市全体に対する各区の割合を示す。

資料：「令和 6（2024）年度 大気・水環境対策の取組（令和 5（2023）年度の実績）」（令和 7 年 3 月 川崎市）

表 2.1.10-7 自動車騒音に係る環境基準適合状況

（単位：dB）

| 番号 | 調査年度 | 道路名称 | 測定箇所 | 道路端の用途地域 | 測定結果（道路端） | | 環境基準値（道路端） | |
|----|------|----------------------|-----------------------|----------|-----------|------|------------|-------|
| | | | | | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 |
| 1 | 令和 1 | 一般国道 15 号 | 川崎市川崎区貝塚 1-4-11 付近 | 商業地域 | 69 | 68 | 70 以下 | 65 以下 |
| 2 | 令和 2 | 川崎府中 | 川崎市川崎区砂子 1 丁目 9-3 地先 | 商業地域 | 64.9 | 60.2 | | |
| 3 | 令和 2 | 川崎町田 ^{注 2)} | 川崎市幸区中幸町 4 丁目 51-2 地先 | 商業地域 | 65.7 | 63.6 | | |
| 4 | 令和 3 | 川崎町田 ^{注 3)} | 川崎市川崎区日進町 17 付近 | 商業地域 | 70 | 66 | | |
| 5 | 令和 3 | 川崎町田 ^{注 3)} | 川崎市幸区柳町 69 付近 | 商業地域 | 68 | 66 | | |
| 6 | 令和 3 | 川崎町田 ^{注 3)} | 川崎市幸区柳町 5 付近 | 第二種住居地域 | 68 | 65 | | |

注 1) 網掛け（灰色）は超過を示す。

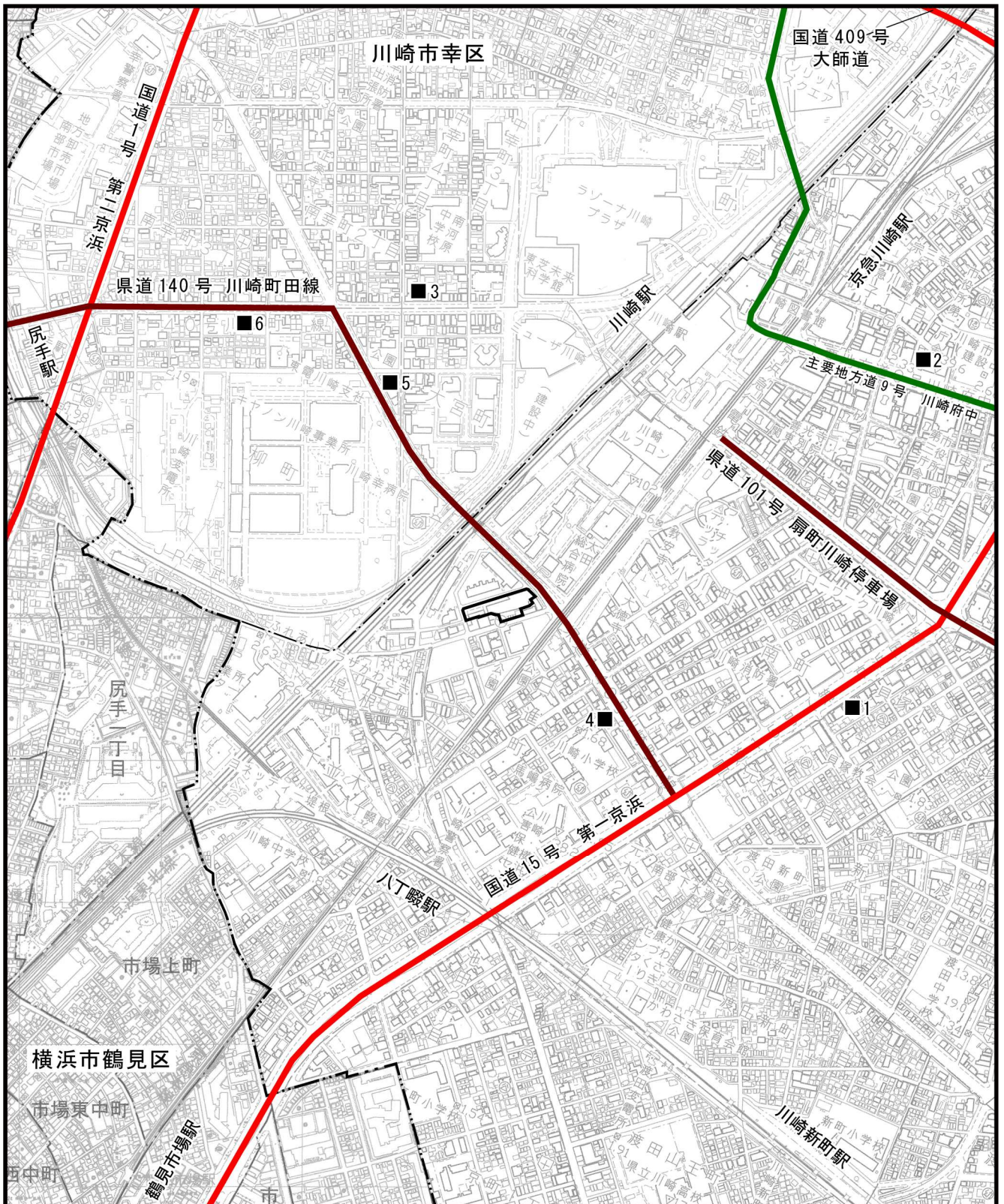
2) 一般市道川崎町田線

3) 県道 140 号川崎町田線

資料：「令和 2（2020）年度 環境局事業概要－公害編－令和元（2019）年度の取組 よりよい環境をめざして」（令和 3 年 3 月 川崎市）

「令和 3（2021）年度 環境局事業概要－公害編－令和 2（2020）年度の取組 よりよい環境をめざして」（令和 4 年 2 月 川崎市）

「令和 4（2022）年度 環境局事業概要－公害編－令和 3（2021）年度の取組 よりよい環境をめざして」（令和 5 年 3 月 川崎市）



凡 例

- | | | | |
|--|-----------|--|-------|
| | 計画地 | | 一般国道 |
| | 市界 | | 一般県道 |
| | 区界 | | 主要地方道 |
| | 自動車騒音調査地点 | | |

資料：「令和2(2020)年度 環境局事業概要—公害編— 令和元(2019)年度の取組よりよい環境をめざして」(令和3年3月 川崎市)
 「令和3(2021)年度 環境局事業概要—公害編— 令和2(2020)年度の取組よりよい環境をめざして」(令和4年2月 川崎市)
 「令和4(2022)年度 環境局事業概要—公害編— 令和3(2021)年度の取組よりよい環境をめざして」(令和5年3月 川崎市)



Scale 1:10,000



図 2.1.10-4 自動車騒音調査地点

(5) 悪臭

計画地北側、南側、東側は集合住宅用地及び併用集合住宅用地、西側は集合住宅用地が主体の土地利用となっており、計画地北側には一般市道日進町 17 を隔てて、10 階建ての集合住宅が位置している。計画地南側の一部には戸建て住宅もみられ、特に悪臭の発生源となる施設はみられない。また、計画地は駐車場等であり、悪臭発生施設はない。

(6) 土壌汚染

計画地は、1932 年（昭和 7 年）頃から建物、耕作地、空地が確認されており、1959 年（昭和 34 年）頃から、ワイヤーロープ株式会社、日本電線株式会社、1972 年頃（昭和 47 年頃）から商号変更となり曾根ロープ工業株式会社の工場・事業場が立地した。その後、北側の区画には 2005 年～2019 年にかけてアミューズメント施設が立地し、現在は平面駐車場として利用されている。南側の区画は 2022 年頃から住居として利用されていた。

計画地では自主的な土壌汚染調査が行われており、その結果、一部において、鉛（溶出量、含有量）、ふっ素（溶出量）で基準不適合が確認されている。基準不適合については、今後、土壌汚染対策法に基づき適切な防止措置を実施する。

(7) 地盤沈下

計画地周辺の水準点における令和 2～令和 6 年度の 5 年間の地盤変動量の推移は、表 2.1.10-8 に、水準点の位置は、図 2.1.10-5 に示すとおりである。

計画地南側の川崎区日進町 20-1（水準点番号 1A）の当該期間の年間変動量は、-3.7～+2.0mm の範囲にあり、川崎市における地盤沈下の監視目安（年間 20mm 以上の沈下）を下回っていた。また、令和 2～令和 6 年度にかけての 5 年間の変動量は、+0.9mm である。

表 2.1.10-8 地盤変動量の推移

| 水準点 番号 | 水準点所在地 | 項目 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 5 年間の 変動量 (mm) |
|-----------|---------------|------------|---------|---------|---------|---------|---------|----------------------|
| 1A | 川崎区日進町 20-1 | 標高 (T.P.m) | 1.6861 | 1.6874 | 1.6894 | 1.6857 | 1.6870 | 0.9 |
| | | 変動量 (mm) | -0.5 | 1.3 | 2.0 | -3.7 | 1.3 | |
| 2B | 川崎区下並木 50 | 標高 (T.P.m) | 1.8500 | 1.8519 | 1.8541 | 1.8539 | 1.8536 | 3.6 |
| | | 変動量 (mm) | -0.8 | 1.9 | 2.2 | -0.2 | -0.3 | |
| 27B | 川崎区日進町 23-1 | 標高 (T.P.m) | 1.9478 | 1.9487 | 1.9510 | 1.9479 | 1.9491 | 1.3 |
| | | 変動量 (mm) | -1.0 | 0.9 | 2.3 | -3.1 | 1.2 | |
| 72C | 川崎区小川町 1-26 先 | 標高 (T.P.m) | 1.5601 | 1.5611 | 1.5517 | 1.5484 | 1.5497 | -10.4 |
| | | 変動量 (mm) | 0.5 | 1.0 | -9.4 | -3.3 | 1.3 | |
| 195A | 川崎区堤根 52 | 標高 (T.P.m) | 2.6305 | 2.6333 | 2.6344 | 2.6311 | 2.6335 | 3.0 |
| | | 変動量 (mm) | -0.8 | 2.8 | 1.1 | -3.3 | 2.4 | |
| 194D | 幸区柳町 42 | 標高 (T.P.m) | - | - | 1.0535 | 1.0496 | 1.0526 | - |
| | | 変動量 (mm) | - | - | - | -3.9 | 3.0 | |

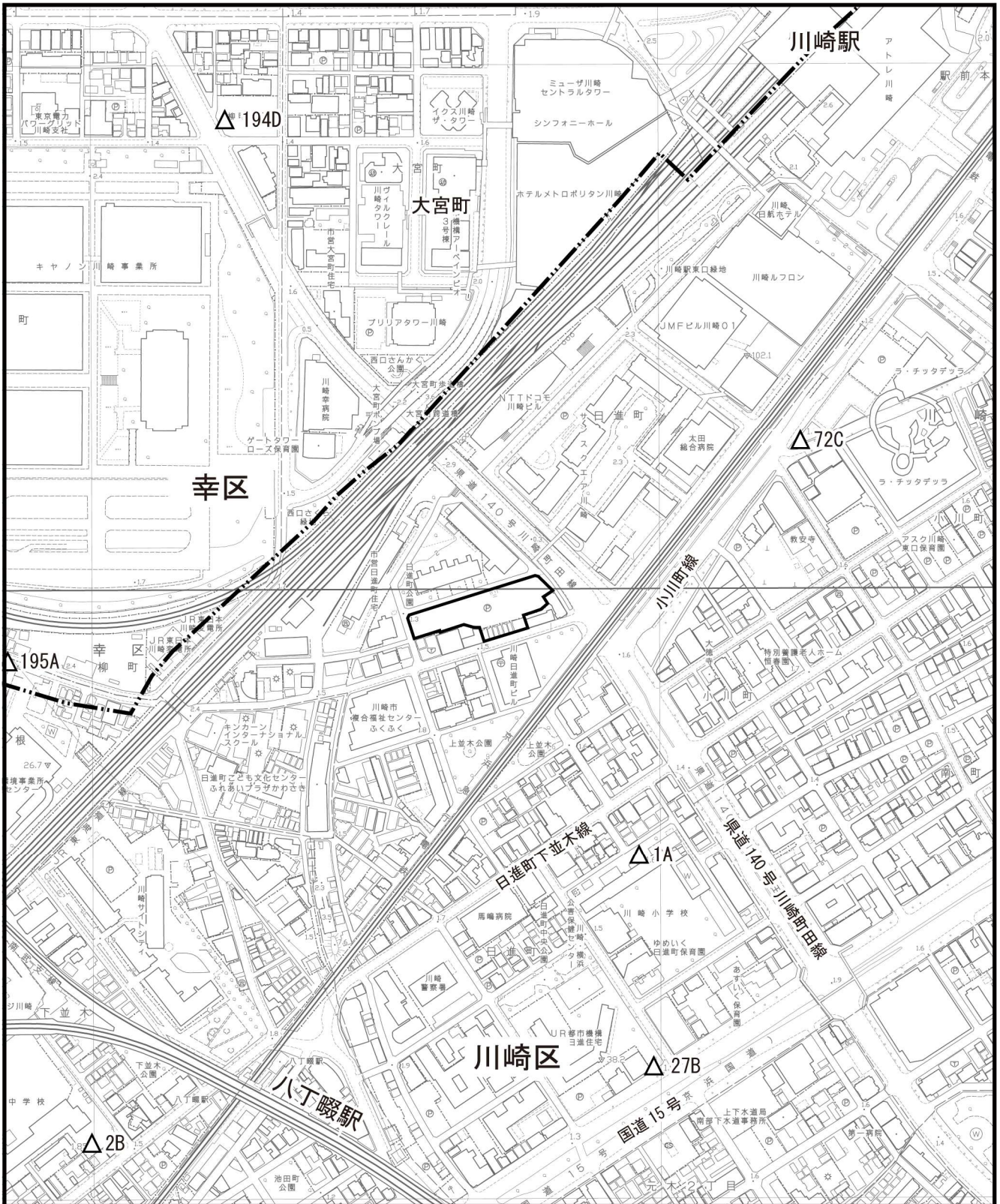
注 1) 地盤変動量は、各年測量している水準点の標高を前年と比較している。

2) 表中の「水準点番号」は、図 2.1.10-5 の番号と対応する。

3) 194D は令和 4 年に移設されたため、移設前のデータを「-」としている。

資料：「地盤情報 市内の標高」（令和 7 年 10 月閲覧 川崎市ホームページ）

「ガイドマップかわさき 公共水準点情報」（令和 7 年 10 月閲覧 川崎市ホームページ）



凡 例

- 計画地
- 区界
- 水準点



Scale 1:5,000



図 2.1.10-5 水準点位置図

資料：「地盤情報 市内の情報」(令和7年10月閲覧 川崎市ホームページ)
「ガイドマップかわさき」(令和7年10月閲覧 川崎市ホームページ)

2.1.11 法令等の状況

(1) 関連する法令等

環境関連及び対象事業関連の法令、条例、要綱、計画等は、表 2.1.11-1 に示すとおりである。

表 2.1.11-1 関連する法令等

| 区分 | 名称 | 備考 | | |
|----------|---------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------|----------------------------|
| 環境全般 | 環境基本法 | 平成 5 年 11 月 19 日 法律第 91 号 | | |
| | 第六次環境基本計画 | 令和 6 年 5 月 21 日 閣議決定 | | |
| | 川崎市環境基本条例 | 平成 3 年 12 月 25 日 条例第 28 号 | | |
| | 川崎市環境基本計画 | 令和 3 年 2 月改定 川崎市 | | |
| | 環境影響評価 | 川崎市環境影響評価に関する条例 | 平成 11 年 12 月 24 日 条例第 48 号 | |
| | | 地域環境管理計画 | 令和 3 年 3 月改定 川崎市 | |
| | | 川崎市環境影響評価等技術指針 | 令和 3 年 3 月改訂 川崎市 | |
| | 温室効果ガス | 地球温暖化対策の推進に関する法律 | 平成 10 年 10 月 9 日 法律第 117 号 | |
| | | エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 | 昭和 54 年 6 月 22 日 法律第 49 号 | |
| | | 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 | 平成 27 年 7 月 8 日 法律第 53 号 | |
| | | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 | 平成 13 年 6 月 22 日 法律第 64 号 | |
| | | 川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例 | 平成 21 年 12 月 24 日 条例第 52 号 | |
| | | 川崎市地球温暖化対策推進基本計画 | 令和 4 年 3 月改定 川崎市 | |
| | 公害防止等生活環境の保全 | 全 般 | 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 | 平成 11 年 12 月 24 日 条例第 50 号 |
| | | | 環境への負荷の低減に関する指針 | 平成 22 年 4 月 30 日告示 川崎市 |
| 大気汚染 | | 大気汚染防止法 | 昭和 43 年 6 月 10 日 法律第 97 号 | |
| | | 下水道法 | 昭和 33 年 4 月 24 日 法律第 79 号 | |
| 水質汚濁・地下水 | | 水質汚濁防止法 | 昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 138 号 | |
| | | 川崎市大気・水環境計画 | 令和 4 年 3 月策定 川崎市 | |
| 騒音 | | 騒音規制法 | 昭和 43 年 6 月 10 日 法律第 98 号 | |
| 振動 | | 振動規制法 | 昭和 51 年 6 月 10 日 法律第 64 号 | |
| 悪臭 | | 悪臭防止法 | 昭和 46 年 6 月 1 日 法律第 91 号 | |
| 土壌汚染 | | 土壌汚染対策法 | 平成 14 年 5 月 29 日 法律第 53 号 | |
| 緑の回復・育成 | 川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例 | 平成 11 年 12 月 24 日 条例第 49 号 | | |
| | 川崎市緑の基本計画 | 平成 30 年 3 月改定 川崎市 | | |
| | 川崎駅周辺地区緑化推進重点地区計画 | 令和 3 年 3 月 川崎市 | | |
| | 川崎市緑化指針 | 令和 4 年 2 月一部改正 川崎市 | | |
| | 川崎市みどりの将来像 | 令和 8 年 3 月 川崎市 | | |
| 廃棄物等 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 137 号 | | |
| | 資源の有効な利用の促進に関する法律 | 平成 3 年 4 月 26 日 法律第 48 号 | | |
| | 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 | 平成 12 年 5 月 31 日 法律第 104 号 | | |
| | 循環型社会形成推進基本法 | 平成 12 年 6 月 2 日 法律第 110 号 | | |
| | 建設副産物適正処理推進要綱 | 平成 14 年 5 月 30 日改正 国土交通省 | | |
| | 宅地造成及び特定盛土等規制法 | 昭和 36 年 11 月 7 日 法律第 191 号 | | |
| | 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例 | 平成 4 年 12 月 24 日 条例第 51 号 | | |
| | 廃棄物保管施設設置基準要綱 | 平成 29 年 6 月 1 日改正 川崎市 | | |
| | 産業廃棄物の適正処理の手引き（排出事業者用） | 令和 5 年 3 月 川崎市 | | |
| 景 観 | 景観法 | 平成 16 年 6 月 18 日 法律第 110 号 | | |
| | 川崎市都市景観条例 | 平成 6 年 12 月 26 日 条例第 38 号 | | |
| | 川崎市景観計画 | 平成 30 年 12 月改定 川崎市 | | |
| 対象事業関連 | 消防法 | 昭和 23 年 7 月 24 日 法律第 186 号 | | |
| | 建築基準法 | 昭和 25 年 5 月 24 日 法律第 201 号 | | |
| | 都市計画法 | 昭和 43 年 6 月 15 日 法律第 100 号 | | |
| | 川崎市建築基準条例 | 昭和 35 年 9 月 9 日 条例第 20 号 | | |
| | 川崎市火災予防条例 | 昭和 48 年 7 月 3 日 条例第 36 号 | | |
| | 中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例 | 平成 7 年 12 月 26 日 条例第 48 号 | | |
| | 開発行為等に関する工事公害の防止に関する指針 | 平成 12 年 12 月 1 日 川崎市 | | |
| | 川崎市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例 | 平成 15 年 7 月 4 日 条例第 27 号 | | |
| | 川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例 | 平成 15 年 7 月 4 日 条例第 29 号 | | |
| | 川崎市高層集合住宅の震災対策に関する施設整備要綱 | 令和 3 年 4 月 1 日改正 川崎市 | | |
| | 川崎市都市計画マスタープラン全体構想 | 平成 29 年 3 月 30 日改定 川崎市 | | |
| | 川崎市都市計画マスタープラン川崎区構想 | 令和 3 年 8 月 31 日改定 川崎市 | | |
| | 川崎市総合計画 | 令和 4 年 3 月改定 川崎市 | | |
| | 川崎市総合計画 第 3 期実施計画 | 令和 4 年 3 月策定 川崎市 | | |

(3) 「川崎市都市計画マスタープラン 川崎区構想」(令和3年8月 川崎市)

川崎市都市計画マスタープランは、「全体構想」(川崎市全体のまちづくりの方針)、「区別構想」(行政区ごとのまちづくりの方針)、「まちづくり推進地域別構想」(おおむね小・中学校区や町内会・自治会の区域等、最も身近な地域におけるまちづくりの方針)の3層構成となっている。

「川崎区構想」においては、以下の都市像が示されている。

「川崎市都市計画マスタープラン 川崎区構想」におけるめざすべき都市像

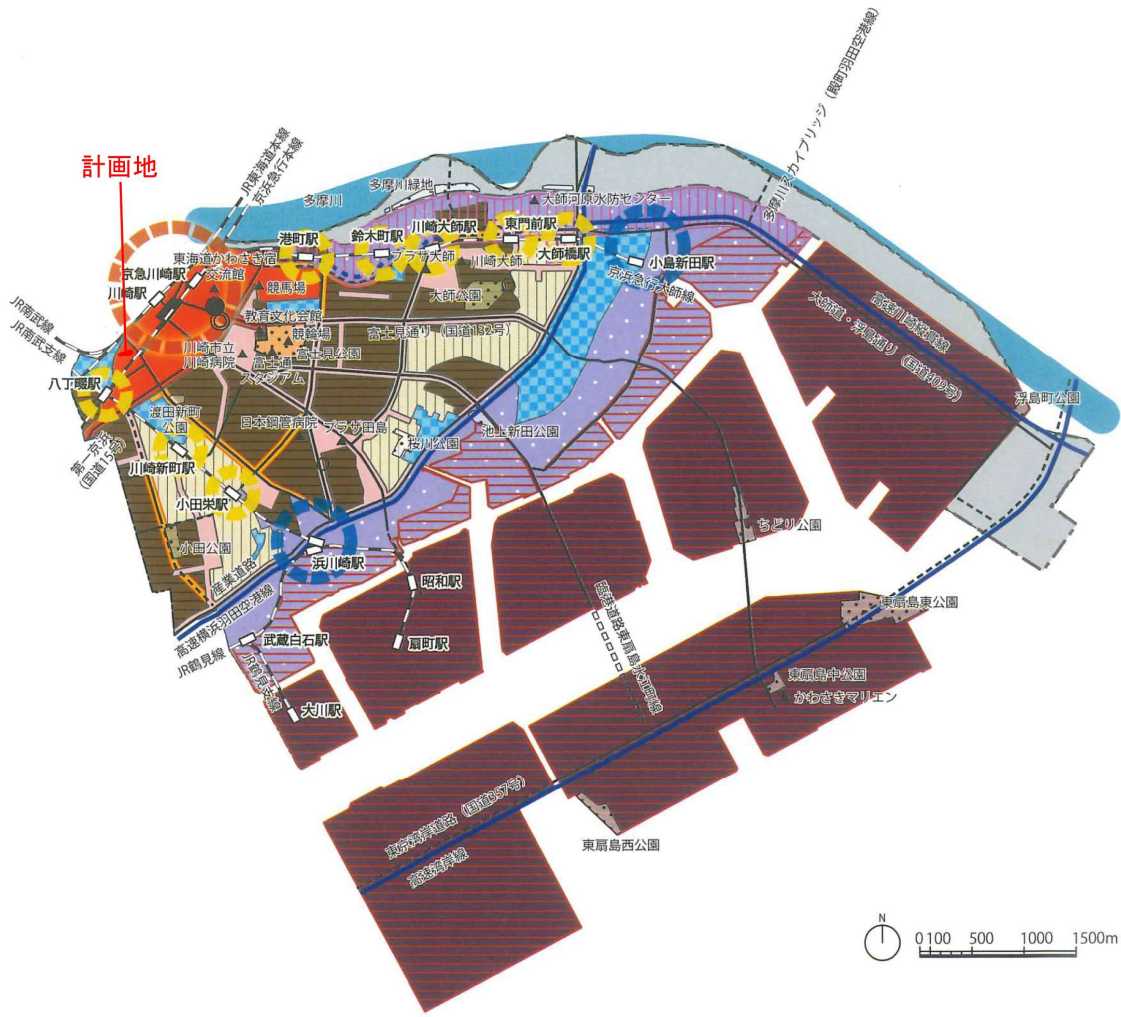
- 1 魅力ある川崎駅周辺地区や身近な生活の拠点を育みます
- 2 安全で暮らしやすい住環境を育みます
- 3 地域間の連携を強化します
- 4 緑や水の環境を活かした潤いのあるまちを育みます
- 5 臨海部の再生をめざします

さらに、Ⅰ土地利用、Ⅱ交通体系、Ⅲ都市環境、Ⅳ都市防災の分野別の基本方針が定められている。「Ⅰ土地利用」において示される川崎区の土地利用方針図は、図 2.1.11-2 に示すとおりであり、計画地は「商業業務エリア」に位置している。

「商業業務エリア」においては、以下の土地利用の基本的方向が示されている。

**「川崎市都市計画マスタープラン 川崎区構想」における
商業業務エリアの土地利用の基本的方向**

- ・都市機能の集積を図る拠点地域として、商業・業務、文化施設などが調和した、高密度の複合的な土地利用を誘導
- ・都市機能の強化を図るために、民間活力を活かした市街地開発事業を促進するとともに、地区計画などを活用し、基盤整備と一体となった土地の高度利用による計画的な市街地形成を促進
- ・高層の都市型住宅の建築にあたっては、商業業務施設の立地や公共・公益施設の整備、オープンスペースの確保など、商業振興や周辺市街地の環境改善に資する計画的な土地利用を誘導



- 方針—
- 広域拠点
 - 身近な駅周辺
 - 臨空・臨海都市拠点
 - 商業業務エリア
 - 地域商業エリア
 - 平たん部住環境調和エリア
 - 平たん部住環境向上エリア
 - 住工調和エリア
 - 新産業複合エリア
 - 工業・物流エリア
 - 幹線道路沿道エリア
 - 主な公園・緑地等
 - 多摩川リバーサイド地区
- ※住宅団地エリアについて図示していませんが、住宅団地に適用します。

- 基本凡例—
- 市役所・区役所・支所
 - 駅
 - 鉄道
 - 自動車専用道路
 - 自動車専用道路(事業・計画区間)
 - 都市計画道路(完成・概成区間)
 - 都市計画道路(事業・計画区間)
 - 臨港道路(事業中)
 - 河川
 - 臨港地区
 - 市街化調整区域
 - 主な施設
- 平成31(2019)年3月現在

資料：「川崎市都市計画マスタープラン 川崎区構想」(令和3年8月 川崎市)

図 2.1.11-2 土地利用方針図(川崎区)

2.2 計画地及びその周辺地域の環境の特性

2.2.1 立地特性

計画地は、川崎市川崎区の北西部に位置する駐車場等として利用されている平坦地である。

計画地の用途地域は、商業地域に指定されている。計画地周辺の用途地域は、計画地の北、東、南側の地域は商業地域、北東側は近隣商業地域、西側は工業地域、準工業地域に指定されている地域がある。

計画地周辺の土地利用現況については、計画地北側、南側、東側は集合住宅用地及び併用集合住宅用地、西側は集合住宅用地が主体の土地利用となっている。また、計画地南西約 120m には障害者支援施設川崎ラシクル、計画地南側約 300m には川崎市立川崎小学校があり、文教・厚生用地としても利用されている。

計画地周辺地域の主要道路は、計画地の北東側に隣接して県道 140 号川崎町田線が通っており、元木交差点より一般国道 15 号（第一京浜国道）が通っている。

計画地の北側に JR 線、南側に京浜急行本線が通っており、計画地の最寄り駅は、計画地の北東側約 500m の川崎駅と南西側約 430m の八丁畷駅である。

2.2.2 環境の状況

計画地周辺の概況を踏まえ、「地域環境管理計画」の大項目に沿って環境の特性を整理すると以下のとおりである。

(1) 地球環境

計画地周辺地域は、計画地北側、東側、西側には、商業施設及び集合住宅等が広がっている。また、南側には文教・厚生用地も混在している。計画地周辺は市街地であり、電気、都市ガス等の使用がある。

また、計画地の現況は、駐車場等であり、温室効果ガスの主要な発生源ではない。

(2) 大気

計画地の現況は駐車場等となっており、大気質に著しい影響を及ぼす施設はない。

計画地周辺には、計画地の北東側約 0.9km の位置に一般環境大気測定局の川崎測定局、北西側約 2.1km の位置に一般環境大気測定局の幸測定局、北側約 1.8km の位置に自動車排出ガス測定局の遠藤町測定局、南側約 0.4km の位置に自動車排出ガス測定局の日進町測定局が設置されている。

令和 2～令和 6 年度の 5 年間においては、いずれの測定局も、二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）濃度（長期的評価、短期的評価）及び微小粒子状物質（PM_{2.5}）濃度は環境基準を満足している。

令和 2～令和 6 年度の 5 年間においては、全ての項目及び測定局で環境基準を満足している。

計画地に近接した主な発生源としては、移動発生源として計画地の北東側に隣接する県道 140 号川崎町田線といった道路があげられる。

(3) 水

計画地周辺地域の公共用水域水質測定地点は鹿島田橋、南渡田運河先、六郷橋、臨港鶴見川橋及び多摩川大橋である。

鹿島田橋は、類型指定をされていないが流出先の多摩川及び流入元の二ヶ領本川に係る環境基準（B 類型）を当てはめた。令和 5 年度の公共用水域水質調査結果をみると、鹿島田橋、六郷橋（環境基準 B 類型）、臨港鶴見川橋（環境基準 C 類型）及び多摩川大橋（環境基準 B 類型）の生物化学的酸素要求量（BOD）の 75%値は環境基準に適合しているといえる。また、南渡田運河先（環境基準 C 類型）の化学的酸素要求量（COD）の 75%値も環境基準に適合しているといえる。

計画地の現況は、駐車場等であり、水質汚濁の発生源はない。

計画地周辺地域の地下水位の状況については、計画地の北東側約 1.3km に位置する六郷観測所で地下水位が測定されており、令和 5 年の年平均地下水位は、地表から-1.55m（T.P.+1.21m）となっている。なお、計画地内に井戸は設置されていない。

また、平成 24 年度の多摩川水系及び平成 25 年度の鶴見川水系の湧水地調査において、計画地周辺に湧水地は確認されていない。

(4) 地盤

計画地は沖積平野地域に位置し、計画地の標高は T.P.+1.5m 程度の平坦地である。

「地理院地図 地形分類（自然地形）」（令和 7 年 10 月閲覧 国土地理院ホームページ）によると、計画地は、旧河道に属し、計画地周辺は、主に氾濫平野、砂州・砂丘及び自然堤防等となっている。また、「土地分類基本調査図（表層地質図）横浜・東京西南部・東京東南部・木更津」（平成 3 年 3 月 神奈川県）によると、計画地及び計画地周辺は、沖積層となっている。沖積層は、主に完新世以降に堆積した砂、シルト、粘土等から構成され、一般に固結度が低く、地下水位が高いことから、軟弱な地盤特性を有することが知られている。

計画地南側の川崎区日進町 20-1（水準点番号 1A）の当該期間の年間変動量は、-3.7～+2.0mm の範囲にあり、令和 2～令和 6 年度にかけての 5 年間の変動量は、+0.9mm である。

(5) 土壌汚染

計画地は、1932 年（昭和 7 年）頃から建物、耕作地、空地が確認されており、1959 年（昭和 34 年）頃から、ワイヤーロープ株式会社、日本電線株式会社、1972 年頃（昭和 47 年頃）から商号変更となり曾根ロープエ業株式会社の工場・事業場が立地した。その後、北側の区画には 2005 年～2019 年にかけてアミューズメント施設が立地し、現在は平面駐車場として利用されている。南側の区画は 2022 年頃から住居として利用されていた。

計画地では自主的な土壌汚染調査が行われており、その結果、一部において、鉛（溶出量、含有量）、ふっ素（溶出量）で基準不適合が確認されている。基準不適合については、今後、土壌汚染対策法に基づき適切な防止措置を実施する。

(6) 騒音・振動・低周波音

計画地の現況は、駐車場等として利用されており、著しい騒音の要因となる行為は行われていない。振動については要因となる行為が行われておらず、低周波音については発生させる施設がない。

計画地周辺地域の騒音及び振動の発生源としては、計画地の北東側に隣接する県道 140 号川崎町田線の道路交通騒音及び振動、計画地北側を通る JR 線及び計画地南側を通る京浜急行本線からの鉄道騒音及び振動がある。

計画地周辺では、令和元年度に一般国道 15 号（第一京浜国道）で、令和 2 年度に川崎府中線で、令和 2 年度及び令和 3 年度に川崎町田線で調査が行われている。令和元年度調査の一般国道 15 号（第一京浜国道）・令和 3 年度調査の川崎町田線において、昼間は環境基準値を下回っているが、夜間は環境基準値を上回っている。

(7) 廃棄物等

計画地の現況は、駐車場等であり、事業系一般廃棄物、産業廃棄物及び建設発生土の発生源はない。

(8) 生物

計画地の現況は、駐車場等であり、まとまった樹林帯はみられない。川崎市は「生物多様性かわさき戦略～人と生き物つながりプラン～」(令和 4 年 3 月改定 川崎市)において、地域特性やエリアの特徴を踏まえて、12 のエリアを設定している。計画地周辺は、「低地の市街地生態系エリア」に区分されており、自然的環境の分布は少なく、公園等が生き物の生息・生育の拠点となり、街路樹等がそれらをつないでいるとされている。「ガイドマップかわさき かわさき生き物マップ」(令和 7 年 10 月閲覧 川崎市ホームページ)によると、計画地周辺では、トカゲ類及びタヌキが確認されている。

(9) 緑

計画地の現況は、駐車場等であり、まとまった樹林帯はみられない。

「第 6 回・第 7 回自然環境保全基礎調査 植生調査」(令和 7 年 10 月閲覧 環境省自然環境局生物多様性センター)の現存植生図によると、計画地周辺は市街地が広がっている。

また、計画地の北側に隣接して日進町公園、南側約 90m に上並木公園、北西側約 180m に西口さくら緑地等の公園・緑地が見られる。

また、計画地周辺は、川崎駅周辺地区緑化推進重点地区に位置しており、みどりが人と人のつながる場や機会をつくり、川崎の多様性や歴史・未来を感じられるまちづくりを進めるとされている。

(10) 歴史的文化的遺産

計画地には天然記念物、名勝、史跡、建造物等の指定文化財は存在しない。また、周知の埋蔵文化財包蔵地も存在しない。

(11) 構造物の影響

計画地の現況は、駐車場等であり、計画地北側、東側、西側には、商業施設及び集合住宅等が広がっている。また、南側には、文教・厚生用地も混在している。

(12) コミュニティ施設

計画地の東側約 120m に川崎もりのこ保育園、南側約 90m にはぐくみ保育園、南側約 160m に指定障害福祉サービス事業所むぎの穂、南側約 300m に川崎小学校、南西側約 120m に特別養護老人ホーム川崎ラシクル、川崎らしくる保育園、南西側約 200m に視覚障害者情報センター、北側約 230m に社会医療法人財団石心会川崎幸病院、北側約 210m にゲートタワーローズ保育園がある。

計画地の周辺の公園等として、計画地の北側に隣接して日進町公園、南側約 90m に上並木公園、北西側約 180m に西口さくら緑地がある。

(13) 地域交通

計画地の北側に JR、南側に京浜急行本線が通っており、計画地の最寄り駅は、計画地の北東側約 500m の川崎駅と南西側約 430m の八丁畷駅である。計画地周辺の主要道路は、計画地の東側に隣接する県道 140 号川崎町田線が通っており、元木交差点より一般国道 15 号（第一京浜国道）が通っている。

計画地の北東側に隣接して通る県道 140 号川崎町田線の平成 17～令和 3 年度における平日昼間の 12 時間交通量は、25,267～34,321 台、大型車混入率は、17.6～20.7%となっている。

(14) 安全

計画地周辺地域は、計画地北側、東側、西側には、商業施設及び集合住宅等が広がっている。また、南側には文教・厚生用地も混在している。計画地周辺は市街地であり、生活に特に危険を及ぼす可能性のある工場、研究所等はない。

また、計画地の現況は、駐車場等であり、生活に特に危険を及ぼす可能性はない。